

「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業様規約

本利用規約（以下、「本規約」といいます。）は、eスポーツを通じて子ども達の《育成》・《支援》を行っている「ニワカゲームスプロジェクト」を、企業・団体に盛り上げていこう！というサポートプログラムである「ニワカゲームスぱりよかサポーター」（以下、「NGBS」といいます。）の取組に賛同する企業、団体、学校等（以下「企業等」といいます。）の登録に関し、必要な事項を定めるものです。

第1条（登録された企業等の呼称）

本規約により登録された企業等の呼称は「ニワカゲームスぱりよかサポーター」（NGBS）賛同企業等といえます。

第2条（登録要件）

「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等は、「ニワカゲームス」の活動の支援・応援にご賛同いただけただけの企業等を対象とします。

第3条（事務局の設置及び登録手続）

「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等に係る総合的な調整事務を行う事務局を、ニワカソフト株式会社に置くものとします。

2 「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等に登録を受けようとする企業等は、「ニワカゲームスぱりよかサポーター」のホームページ上のNGBSウェブサイトの申込みフォームにより、事務局に登録の申請をお願いします。

第4条（登録の処理）

事務局は、前条第2項により登録の申請があった企業等について、第2条の要件等を満たしていることを確認した場合は、当該企業等の「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等への登録を認め、「ニワカゲームスぱりよかサポーター」のホームページに企業等の名称及びロゴマークを掲載します。

第5条（登録の変更及び取消し）

「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等は、実施する取組内容に変更が生じた場合、改めて事務局に変更申請を行ってください。

2 実施する取組内容を行わなくなった場合は、速やかに事務局へ連絡をお願いします。

3 事務局は、「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等が本規約に違反した場合、又はその疑いがある場合、本制度に対する社会的信頼保持等の観点から、「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等の登録を取り消すことがあります。

第6条（登録された企業等の協力）

事務局は、「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等が実施する取組内容の状況確認や、紹介等を目的として訪問による取材等を実施する場合がありますので、可能な範囲でご協力をお願いいたします。

2 「ニワカゲームスぱりよかサポーター」賛同企業等は、事務局からPR活動等の協力依頼があった場合、可能な範囲でご協力をお願いします。

第7条（禁止事項）

事務局が、いずれかに該当すると判断した企業等は、登録不可、または登録取り消しをお願いする場合がございます。

- (1) 主として、特定の政治、思想、宗教、募金等の活動と結び付けて使用する場合
- (2) 法令、公序良俗、健全な社会通念に反すると認められるものに使用する場合
- (3) 企業等が提供する特定の商品やサービスの品質、安全性を担保し、又は担保すると誤認させる場合
- (4) その他事務局が、NGBSの趣旨に反すると認める場合

第8条（事故、苦情等の処理）

NGBSプロジェクト施策、活動等に関して、又はその過程において、事故、苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任において対応し、解決してください。事務局は、NGBSプロジェクトに起因する自己又は他人の損害、損失、第三者との紛争等について、一切関知せず、一切責任を負いません。

第9条（情報の利用目的）

取得する情報は、以下の目的のために利用いたします。

以下の目的の範囲を超えて情報を利用する必要がある場合には、事前に同意を得た上で情報を利用いたします。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、同意を得ることが困難であるとき

- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第10条（規約等の改訂）

本規約は、今後必要に応じて、事前の通知なく改訂される場合があります。

2 改訂後の規約は、NGBSホームページで閲覧可能となった時点から有効に適用されるものとします。

附 則

この規約は、令和元年11月26日から施行します。